

## 第12期環境保健に係る調査研究新規課題の公募概要

## 1. 目的

環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境省所管の独立行政法人であり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染による健康被害の予防に関する事業として、ぜん息等の発症予防や健康回復に関する各種事業を実施しています。

機構では公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の一環として、地方公共団体が実施する地域住民を対象とするぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（ソフト3事業）を助成しており、これら予防事業の効果的な実施及び患者の日常生活の管理・指導等の充実・強化を図ることを目的とします。

## 2. 公募する調査研究分野等

＜分野1＞ 小児・成人ぜん息に関する調査	
調査研究課題名	概要
① 小児ぜん息のハイリスク群を鑑別するための評価手法とフォローアップ指導法の検討	健康診査事業において、小児ぜん息のためのスクリーニング基準を検討し、客観的な指標を用いてぜん息発症のリスク予知するための手法及びフォローアップ指導法を確立する。
② 高齢者を含む成人ぜん息患者の個別化治療を目指した治療実態の把握及び効果的な治療・療養方法の策定  ※当該研究で策定される臨床研究案は、公健法旧第一種指定地域を中心に実施することを想定しており、採択に当たっては策定される臨床研究の実現性も含めて評価を行う。	高齢ぜん息患者については、生活環境や合併症が多様であり、患者毎の状況に応じた治療や療養の工夫が必要である。生物製剤の導入などぜん息の治療環境が変化する中での、成人ぜん息の治療等の動向を把握するとともに、特に高齢ぜん息患者を特徴付ける合併症や生活環境等について、現役世代と比較をしつつ明らかにする。その上で、高齢ぜん息患者の特徴に応じた治療や療養の工夫の具体策を策定し、これらの具体策の効果の測定に関する臨床研究に向けた計画案を策定する。
③ 高齢ぜん息患者の自己管理支援策	高齢ぜん息患者の自己管理について、客観的指標（パルスオキシメーター、ピークフローメーター等）の具体的な活用方策（対象となる患者、測定が必要となる場面、主治医との情報共有など）に係る指針案を策定するとともに、当該指針案の効果測定を実施する。

＜分野2＞ COPDに関する調査	
調査研究課題名	概要
① COPD患者の自己管理と重症化予防	COPD患者の自己管理と重症化予防のため、適切な自己管理のあり方や重症化を予防するためのプログラム等について検討を行う。
② 喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価	普及が進む加熱式タバコを含めた喫煙のケースごと（加熱式タバコに変更、非禁煙 COPD、禁煙成功 COPD 等）に疾患の状態の変化を客観的に評価するほか、受動喫煙による健康影響についても実態把握をする。

＜分野3＞ 気管支ぜん息・COPDの動向等に関する調査	
調査研究課題名	概要
① 気管支ぜん息の動向等	ぜん息の経過を追跡し、寛解、増悪に関連する因子やアドヒアランス、コントロール状況など予後を明らかにする。
② 乳幼児ぜん息の一次予防に向けた適切な乳幼児健診のあり方の検討	乳幼児ぜん息の最新の動向を踏まえ、最新の医療知見を取り入れ、乳幼児健診とあわせた効果的な予防健診について検討する。

### 3. 調査研究期間及び予算規模・採択課題予定数

#### ①研究期間：平成 31（2019）年度から最大 3 年間

（ただし、評価の結果等により単年度となる場合もあります。）

#### ②予算規模：300～500 万円程度/年、採択 7 課題程度（予定）

### 4. 調査研究申請書の提出方法

(1) 応募に当たり提出が必要となる調査研究申請書は、「公害健康被害予防事業に係る調査研究申請書（様式第 1 号）」に示された様式に従って作成してください。作成に当たっては様式第 1 号記載例を参照してください。

(2) 提出部数は、正本 1 部、副本 10 部及び電子媒体 1 枚とします。

(3) 提出に当たってのその他の留意事項

#### ① 申請者が責任を持って以下の宛先へ送付・提出を行ってください。

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課

第12期環境保健調査研究 公募担当宛

- ② 電子媒体のファイル形式は、Microsoft Word (Windows版、拡張子.doc又は.docx) で作成してください。
- ③ 調査研究申請書全体を1つのファイルとして作成し、ファイルを保存したCD-R (又はDVD-R) 1枚を同封して提出してください。CD-R (又はDVD-R) には、下に示す項目名を記載したラベルを貼ってください。

受付番号：(受付番号は機構で記載します。)

申請者名：

所属機関：

## 5. 所属機関の長の承認

研究代表者は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承認を得てください。研究の実施に係る承諾書を委託契約締結時に提出していただきます。

## 6. 対象経費

機構が負担できる委託費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とします。

計上可能な費目は、次のとおりです。

### (1) 直接経費

直接経費は、研究内容から判断して直接必要と認められるもので、委託契約期間中に発生し、かつ委託契約期間中に支払われる経費とします。

- ① 諸謝金(研究を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た場合など、特定の用務に対する謝礼金が対象)
- ② 旅費(委員会等の出席、研究に必要な各種調査を行うための調査旅費等が対象)
- ③ 業務費

ア 備品費(対象となる備品は研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品に限り、研究者が通常使用する一般的什器は含みません。なお、本委託費により取得した備品等については、業務完了後、機構が返還させる必要があるものを指定し、これを返還するものとします。)

イ 消耗品費(物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適しないものに限ります。)

ウ 印刷製本費(研究業務の遂行上必要な資料を作成するために使用した印刷代、コピー代、報告書等)

エ 通信運搬費(郵便料、切手、はがき、運送代等)

オ 借料及び損料(機械器具の借料及び損料、会場借料等)

カ 会議費(委員会等の茶菓子弁当代、その他賄い等の食料の代価。必要最小限にとどめるものとします。)

- キ 賃金（集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金）
- ク 雑役務費（機械器具等の修繕費、各種保守料、プログラム作成料、フィルム現像料送金（振込）手数料、収入印紙代、掲載料（投稿料）、翻訳・通訳料 等）
- ケ その他（ア～ケ以外に、調査研究の実施に必要な経費）

- ④ 外注費（再委託費）（調査研究に直接必要なデータの分析、試験、解析、検査、コンテンツ制作等の業務請負、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等にかかる経費）

なお、直接経費の算出に当たって機構の単価表が必要な場合には、予防事業部事業課公募担当までお問い合わせ下さい。

また、旅費を計上する場合、経路検索ソフト等の結果を印刷したものがあれば添付してください。調査研究申請書には、次の例により記入してください。

（例）研究発表会出席旅費

鹿児島～東京（2泊3日）（環境保全大学 准教授 予防 太郎）

1人×1回×@（122,060円）＝122,060円

（@＝宿泊料13,100円×2＋日当1,300円×3＋航空運賃43,890円×2  
＋バス賃1,250円×2＋鉄道運賃840円×2）

## （2）間接経費

間接経費は、委託費を効果的・効率的に活用できるよう、直接経費による委託研究の実施に伴い、委託費の管理及び経理の委任を受ける受託者において必要となる管理等に係る経費を、直接経費に上乗せして措置するもので、直接経費の10%を限度に計上することができます。

## （3）共同実施費

共同実施費とは、研究代表者の所属する研究機関（受託者）から、研究を分担して行う研究者の所属する研究機関（共同実施者）に、当該研究の一部を委託する経費です。

共同実施費として計上できる経費の区分は上述（1）（2）に準じます。（この場合、受託者及び共同実施者間において「共同実施契約書」の締結が必要となります。）

## 7. 応募に当たっての留意事項

### （1）応募資格

本公募に応募できる者の資格は、別添1「公害健康被害予防事業に係る調査研究の委託業務に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）」第3条に基づく者とします。

ただし、次の者を除きます。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 契約事務取扱細則第5条の規定に該当する者

<参考>契約事務取扱細則（抄）

（一般競争等に参加させないことができる者）

第5条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

## (2) 事務委任

委託費の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者の研究費の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、委託費の管理及び経理事務は、研究代表者の所属機関の長に必ず委任してください。

## (3) 同一の公募分野に対して複数の課題を採択する場合における委託契約の締結

同一の公募分野に対して複数の課題を採択する場合、委託契約の締結に当たり、調査研究事業の円滑な実施に支障がなく委託契約に係る事務手続きの効率化を図る観点から、研究代表者及び事務委任を受ける所属機関と機構が協議し、合意した場合には、複数の採択課題を統合して委託契約を締結するものとします。

#### (4) 委託費の不正使用及び不正受給

委託費の不正使用または不正受給を行った場合、これらに関与した研究者等に対し、別添2「独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達」による措置を適用します。

#### (5) 研究計画策定及び実施に当たっての研究倫理に関する留意点

研究計画の策定及び実施に当たっては、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等、研究倫理に関する指針や規程を遵守してください。また、当該調査研究を実施するに当たっての倫理面への配慮（研究対象者に対する人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意（インフォームド・コンセント）への対応等）について、「公害健康被害予防事業に係る調査研究申請書（様式第1号）」の「10. 医学的調査研究実施に当たっての倫理面の配慮」に記載してください。

記載内容に違反して研究を実施した場合は、委託契約を解除し、返還等を求めることがあります。また、一定期間当該研究者に対して調査研究の委託契約を行わないことがあります。

#### (6) 個人情報の保護

調査研究の実施にあたっては、受託者が、当該調査研究で取り扱う個人情報の保護のための適切な安全管理措置を講じてください。

### 8. 研究課題の審査、採択及び通知について

#### (1) 審査・採択について

審査は非公開で、以下の手順で行います。提出されたファイル等の返却は行いません。

##### ① 資格・要件審査

応募書類について、調査研究課題、調査研究課題に係る代表者の要件を環境再生保全機構が事前審査を行います。その際、公募する研究分野に該当しない場合や別添1取扱要領に規定される応募資格を満たしていない等、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

##### ② 書面審査（事前評価）

上述①の資格・要件審査を通過した応募書類について、外部専門家により構成される環境保健調査研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）による書面審査（事前評価）を行います。

##### ③ 研究課題の決定

採択すべき調査研究課題は上述②の事前評価を受けて、別添3「第12期環境保健調査研究公募課題採択方針」に従って予防事業部担当理事が決定します。なお、採択に当たって、条件が付与される場合があります。

## (2) 審査基準

応募された調査研究課題について、下記の点から審査します。

- ① 環境保健対策の推進への貢献度
- ② 研究成果目標の明確性、的確性
- ③ 研究計画の適切さ
- ④ 研究内容の独自性
- ⑤ 社会・経済に対する貢献度
- ⑥ 総合的な視点からの評価（総合評価）

## (3) 審査結果の通知について

採択された調査研究課題の申請者に対して、調査研究課題採択通知書により通知します。

## 9. その他

### (1) 著作権等

本調査研究で作成した調査票、システム及びマニュアル等の著作権等の無体財産権は、機構に帰属し、予防事業における他の用途において、無償で使用できるように措置することとします。

### (2) 研究課題の評価の実施について

採択された調査研究課題については、評価委員会による評価を実施します。

また、評価委員会による事前評価又は年度評価の結果を調査研究の内容に適切に反映する観点から、必要に応じ、課題横断的な連絡・調整の場を設け、評価委員による指導・助言を行います。

### (3) 研究成果の取扱い

研究者は、毎年度末及び調査研究終了時に調査研究成果報告書を10部作成し、機構へ提出してください。また、研究成果発表会（毎年1回開催）にて、研究成果を発表していただきます。

また、機構は研究成果をホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の管理や指導等に直接役立つ情報については、リーフレットなど分かりやすい資料を作成するなど広く情報提供を行います。

### (4) 問合せ方法

公募全般に関する問合せは、極力、電子メールでお願いします。なお、電子メールの件名(題名)は「公募問合せ（環境保健分野）」としてください。

(問い合わせ先)

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課 公募担当

E-mail : h-koubo@erca. go. jp

(5) 添付資料

以下の資料が添付されています。

- ① 応募様式「公害健康被害予防事業に係る調査研究申請書（様式第1号）」  
同 記載例
- ② 公害健康被害予防事業に係る調査研究の委託業務に関する取扱要領（別添1）
- ③ 独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達（別添2）
- ④ 第12期環境保健調査研究公募課題採択方針（別添3）

(6) 契約情報の公表

- ① 落札及び随意契約の公表

機構は契約を締結後、当該契約情報を機構のホームページにおいて公表します。

- ② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めることとされています。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表しますので、所要の情報を機構へ提供すること及び情報を公表することに同意の上で、応募するようご理解とご協力をお願いします。（応募をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。）

ア. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

イ. 公表する情報

上述ア. に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、

契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- 2) 機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応募である場合はその旨

ウ. 機構に提出する情報

- 1) 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

エ. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

③ 「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を機構ホームページにより公表します。

以上

<担当>

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部事業課 山本、小早川、寺田

TEL : 044-520-9568 FAX : 044-520-2134

E-mail : h-koubo@erca.go.jp